

亀山市選挙管理委員会告示第20号

亀山市公職選挙法執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月20日

亀山市選挙管理委員会

委員長 山 内 秀 喜

亀山市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

亀山市公職選挙執行規程（平成17年亀山市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

選挙事務所設置（異動）届

年 月 日

亀山市選挙管理委員会委員長 様

設 置 者（候補者・推薦届出者）

住 所

氏 名

年 月 日執行の 選挙における選挙事務所を次のとおり設置（異動）したので、公職選挙法第 1 3 0 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

候補者氏名	
選挙事務所 設 置 場 所	方
事務所電話番号	— —
設置（異動） 年 月 日	年 月 日
備 考	

「選挙事務所設置（異動）届」記載の注意事項

- 1 選挙事務所は、公職の候補者又はその推薦届出者（数人あるときは、その代表者）でなければ設置することができない。
- 2 選挙事務所を設置したとき、及び異動があったときは、亀山市選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 3 推薦届出者の設置による届出には、その設置について公職の候補者の承諾を得たことを証する文書及び推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証する文書を添えなければならない。
- 4 選挙の当日は投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域であれば、選挙事務所を設置できる。
- 5 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができない。
- 6 上記様式において、異動届の場合は、備考欄に旧事務所の所在地を記載するものとする。
- 7 選挙事務所の設置についての規程に違反して設置した場合には、その閉鎖を命ぜられ、またそれぞれの罰則が適用される。
- 8 候補者又はその推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又はその推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第 16 号を次のように改める。

様式第 1 6 号（第 2 0 条関係）

出納責任者選任届

年 月 日

亀山市選挙管理委員会委員長 様

選 任 者（候補者・推薦届出者）

住 所

氏 名

年 月 日執行の 選挙における出納責任者を次のとおり選
任したので、公職選挙法第 1 8 0 条第 3 項の規定により届け出ます。

候 補 者 名		
立候補届出 年 月 日		年 月 日
出 納 責 任 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話（ — — ）
	職 業	
選任年月日		年 月 日
備 考		

備考

- 1 候補者自身が出納責任者となる場合も、各欄記入の上、届け出ること。
- 2 推薦届出者自身が出納責任者となる場合は、出納責任者の選任について候補者の承諾を得たことを証する文書を添付すること。この場合において、推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証する文書を併せて添付すること。
- 3 出納責任者の選任者（候補者又は推薦届出者。以下同じ。）本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者の選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。